

[賛同会員]制度について

<趣旨>

私たち環境保護印刷推進協議会の正会員及び准会員企業の製作する環境保護印刷の生産工程を取り巻く前及び後工程において、【環境保護印刷】に関わるさまざまな環境影響、環境負荷を評価したライフサイクル及び幅広い環境負荷を全体的に考慮した物品・サービスなどを提供する、印刷業界関連及びその関連する周辺業界の法人を対象に、環境保護印刷推進協議会への加入の門戸を開く。

ただし、環境保護印刷推進協議会の目的である「印刷業界において環境保護印刷に関する技術の向上・普及と会員相互の協調により、地球環境保全と印刷生産性向上・品質向上の両立をはかり、印刷産業全体のサステナブルな(持続可能な)発展を推進する」(会則第4条:目的)を深く理解、協調する法人であること。

<会則>

第3章 会員

(種別)

第7条 この会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 (略)
- (2) 准会員 (略)
- (3) 特別会員 (略)
- (4) 名誉会員 (略)
- (5) 協賛会員 (略)
- (6) 賛同会員

この会の目的に賛同し、【環境保護印刷】に関わるさまざまな環境影響、環境負荷を評価したライフサイクル及び幅広い環境負荷を全体的に考慮した物品・サービスなどを提供する、印刷業界関連及びその関連する周辺業界の法人。

参考) 対象となる法人

上記に示すこの会の「会員」及び「対応製品」の指定外の製品で「環境保護印刷」の製作工程に寄与する資材・紙・薬品などを提供する法人や、製作工程で発生する産業廃棄物のリサイクルなどをおこなう法人等。

<条件>

<会則>

第8条 (入会)

この会に加入しようとする時は、認証申請書を提出したうえで理事会の承認を得なければならない。

2. (略)
3. (略)

第9条 (入会金及び会費) ※別途参照

<特典>

- ・会社案内、社名看板、名刺、自社広告など、各種PR用印刷物への「マーク」使用を認める。
各種宣伝媒体に「マーク」(マーク)を表示することは、本ルール規定に従う範囲で自由とする。